

介護サービス事業者に係る福山市審査手数料

区分	申請者	申請区分	福山市
①	指定居宅サービス事業者	指 定	20,000円 (※1) 10,000円
		指 定 更 新	10,000円 (※2) 5,000円
		指 定 変 更	10,000円
②	指定介護予防サービス等(※3)事業者	指 定	20,000円 (※1) 10,000円
		指 定 更 新	10,000円 (※2) 5,000円
③	指定地域密着型サービス事業者 (⑤及び⑥を除く。)	指 定	20,000円 (※1) 10,000円
		指 定 更 新	10,000円 (※2) 5,000円
④	指定地域密着型介護予防サービス事業者	指 定	20,000円 (※1) 10,000円
		指 定 更 新	10,000円 (※2) 5,000円
⑤	指定地域密着型サービス事業者 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	指 定	30,000円
		指 定 更 新	15,000円
⑥	指定地域密着型サービス事業者 (複合型サービス)	指 定	25,000円 組合せ数を増すごとに+5,000円
		指 定 更 新	12,500円 組合せ数を増すごとに+2,500円
⑦	指定居宅介護支援事業者	指 定	20,000円
		指 定 更 新	10,000円
⑧	指定介護老人福祉施設	指 定	30,000円
		指 定 更 新	15,000円
⑨	介護老人保健施設	許 可	63,000円
		許 可 更 新	33,000円
		許 可 変 更	33,000円
⑩	指定介護療養型医療施設	指 定	—
		指 定 更 新	15,000円
		指 定 変 更	15,000円
⑪	介護医療院	許 可	63,000円
		許 可 更 新	33,000円
		許 可 変 更	33,000円

※1 一体的に運営する事業に係る指定を既に受け、又は同時に受けようとする場合

※2 一体的に運営する事業に係る指定の更新を同時に受けようとする場合

〔 審査項目である人員及び設備基準は、一方の基準を満たすことをもって、他方の基準を満たしているとみなすことができるため、実態に合った審査事務量を考慮し、広島県と異なる設定とするもの。 〕

※3 指定介護予防相当訪問事業及び指定介護予防相当通所事業を含む。